諮 問

個人情報保護制度の運用に関する事項

審	議	件	名	個人情報の保護に関する法律に基づく運用について (長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年4月1日 施行)第8条関係)
所	管		課	総務課
				長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会に関する条例第2条に個人情報保護制度の運用に関する重要事項について諮問できると規定されており、令和5年4月1日から施行される個人情報の保護に関する法律に基づき適正な運用を行うため、審議会に意見を伺うものです。
				適正な運用として、法第66条第1項の規定による本市の保有個人情報の安全管理措置を別添のとおり定める予定です。また、審議会に対し類型的な諮問ができないため、目的外利用の考え方を整理する予定です。
目	的 •	理	由	ついては、それぞれの資料を御覧いただき、御意見をいただきたいと思います。
備			考	